

## 技能検定 受検資格

職業能力開発促進法施行規則一部抜粋

昭和四十四年十月一日

労働省令第二十四号

(二級の技能検定の受検資格)

第六十四条の三 法第四十五条第一号の厚生労働省令で定める準則訓練を修了した者は、二級の技能検定については、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 検定職種に関し、応用課程又は専門課程の高度職業訓練を修了した者
- 二 検定職種に関し、普通課程の普通職業訓練を修了した者
- 三 検定職種に関し、短期課程の普通職業訓練であつて総訓練時間が七百時間以上のものを修了した者

2 法第四十五条第二号の厚生労働省令で定める実務の経験を有する者は、二級の技能検定については、検定職種に関し二年以上の実務の経験を有する者とする。

3 法第四十五条第三号の厚生労働省令で定める者は、二級の技能検定については、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 検定職種に関し、三級の技能検定に合格した者
- 一の二 検定職種に関し、特定応用課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者
- 二 検定職種に関し、第三十六条の五の表の指導員養成訓練のうち、下欄に掲げる指導員養成課程又は高度養成課程の指導員養成訓練を修了した者
- 三 学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程、専修学校(同法第百三十二条に規定する専門課程、学校教育法施行規則第一百五十五条第三号若しくは第百五十五条第一項第五号に規定する文部科学大臣が指定するもの又は厚生労働大臣が指定するものに限る。)又は各種学校(厚生労働大臣が指定するものに限る。)において検定職種に関する学科を修めて卒業した者(当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。)

四 第一項各号、前項及び前三号に掲げる者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると認められる者として厚生労働大臣が定める者

(昭四八労令一五・全改、昭五〇労令一五・昭五一労令七・昭五三労令三七・昭六〇労令二三・昭六一労令六・平五労令一・平五労令一六・平一〇労令二四・平一一労令二一・平一二労令四一・平一三厚労令一九二・平一五厚労令一八〇・平二〇厚労令一九・平二四厚労令五四・平二五厚労令一五・平二五厚労令六一・平三〇厚労令一五・平三〇厚労令一一三・令二厚労令六一・一部改正)

(三級の技能検定の受検資格)

第六十四条の四 法第四十五条第一号の厚生労働省令で定める準則訓練を修了した者は、

三級の技能検定については、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 検定職種に関し、応用課程又は専門課程の高度職業訓練を修了した者
  - 二 検定職種に関し、普通課程の普通職業訓練を修了した者
  - 三 検定職種に関し、短期課程の普通職業訓練を修了した者
- 2 法第四十五条第二号の厚生労働省令で定める実務の経験を有する者は、三級の技能検定については、検定職種に関し実務の経験を有する者とする。
- 3 法第四十五条第三号の厚生労働省令で定める者は、三級の技能検定については、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 検定職種に関し、応用課程又は専門課程の高度職業訓練を受けている者
- 二 検定職種に関し、普通課程の普通職業訓練を受けている者
- 三 検定職種に関し、短期課程の普通職業訓練を受けている者
- 三の二 検定職種に関し、特定応用課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者
- 三の三 検定職種に関し、特定応用課程又は特定専門課程の高度職業訓練を受けている者
- 四 検定職種に関し、第三十六条の五の表の指導員養成訓練のうち、下欄に掲げる指導員養成課程又は高度養成課程の指導員養成訓練を修了した者
- 五 検定職種に関し、第三十六条の五の表の指導員養成訓練のうち、下欄に掲げる指導員養成課程又は高度養成課程の指導員養成訓練を受けている者
- 六 学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程、専修学校又は各種学校において検定職種に関する学科を修めて卒業した者(当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。次条第三項第六号において同じ。)
- 七 学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程、専修学校又は各種学校において検定職種に関する学科に在学する者
- 八 第一項各号、前項及び前各号に掲げる者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると認められる者として厚生労働大臣が定める者

(平五労令一六・追加、平五労令二〇・平一〇労令二四・平一一労令二一・平一二労令四一・平一三厚労令一九二・平一五厚労令一八〇・平二〇厚労令一九・平二四厚労令五四・平二五厚労令一五・平二五厚労令六一・平三〇厚労令一五・令二厚労令六一・一部改正)

(基礎級の技能検定の受検資格)

第六十四条の五 法第四十五条第一号の厚生労働省令で定める準則訓練を修了した者は、基礎級の技能検定については、それぞれ次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 検定職種に関し、応用課程又は専門課程の高度職業訓練を修了した者
  - 二 検定職種に関し、普通課程の普通職業訓練を修了した者
  - 三 検定職種に関し、短期課程の普通職業訓練を修了した者
- 2 法第四十五条第二号の厚生労働省令で定める実務の経験を有する者は、検定職種に関し実務の経験を有する者とする。
- 3 法第四十五条第三号の厚生労働省令で定める者は、基礎級の技能検定については、それ

ぞれ次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 検定職種に関し、応用課程又は専門課程の高度職業訓練を受けている者
  - 二 検定職種に関し、普通課程の普通職業訓練を受けている者
  - 三 検定職種に関し、短期課程の普通職業訓練を受けている者
  - 三の二 検定職種に関し、特定応用課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者
  - 三の三 検定職種に関し、特定応用課程又は特定専門課程の高度職業訓練を受けている者
  - 四 検定職種に関し、第三十六条の五の表の指導員養成訓練のうち、下欄に掲げる指導員養成課程又は高度養成課程の指導員養成訓練を修了した者
  - 五 検定職種に関し、第三十六条の五の表の指導員養成訓練のうち、下欄に掲げる指導員養成課程又は高度養成課程の指導員養成訓練を受けている者
  - 六 学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程、専修学校又は各種学校において検定職種に関する学科を修めて卒業した者
  - 七 学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程、専修学校又は各種学校において検定職種に関する学科に在学する者
  - 八 第一項各号、前項及び前各号に掲げる者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると認められる者として厚生労働大臣が定める者
- (平五労令二〇・追加、平一〇労令二四・平一一労令二一・平一二労令四一・平一三厚労令一九二・平一五厚労令一八〇・平二〇厚労令一九・平二四厚労令五四・平二五厚労令一五・平二五厚労令六一・平二九厚労令五七・令二厚労令六一・一部改正)